令和７年第３回定例会（第５号）

令和７年９月２６日（金曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　認定第　１号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　認定第　２号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　認定第　３号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　認定第　４号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　認定第　５号　令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について
日程第　７　認定第　６号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について
日程第　８　議案第４９号　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第　９　議案第５０号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第５号）
日程第１０　発議案第１０号　杉原太町長に対する問責決議
日程第１１　発議案第１１号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第１２　発議案第１２号　消費税を緊急に引き下げることを求める意見書
日程第１３　議員の派遣について
日程第１４　閉会中の継続調査の申し出について
日程第１５　閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　﨑　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	青　山　金　助
	５番	川　上　弘　一		６番	佐々木　陵　二
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	工　藤　　稔		
統括監（行財政改革担当）兼財政課長			青　山　栄久雄
統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長			川　島　篤　実
総務課長	中　村　雄　司	情報防災課長	村　上　宏　樹
政策推進課長	笠　原　泰　之	税務課長	池　田　　晃
会計課長	佐々木　宏　美	住民課長	福　川　晃　也

環境生活課長	村山徳収	福祉課長	谷口真樹
子育て支援課長	川崎惠子	健康推進課長	竹内圭介
商工労働観光課長	岩上剛	農林水産課長	松本博和
土木課長	赤石旭	上下水道課長	庭田昌輝

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長	佰楼司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼 教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長兼 学校給食センター長	柴田憲
生涯教育課長	花巻亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長	福永崇弘

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

監査委員	永田英利

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長	中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

３番	江口勝幸
４番	青山金助

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第３回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

３番　　江　口　勝　幸　議員

４番　　青　山　金　助　議員

以上、２議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第２

認定第１号　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第３

認定第２号　令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第４

認定第３号　令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第５

認定第４号　令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第６

認定第５号　令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について

日程第７

認定第６号　令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について

○議長（木下　敏）　日程第２　認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第３　認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第４　認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第５　認定第４号令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第６　認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について、日程第７　認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について、以上６件を一括して議題といたします。

６件を一括して、令和６年度決算審査特別委員長の報告を求めます。

稲垣明美委員長。

○決算審査特別委員長（稲垣明美）　委員会報告第１３号令和６年度決算審査特別委員会報告書。

令和７年９月１１日、第３回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和６年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年９月２４日。

七飯町議会議長、木下敏様。

令和６年度決算審査特別委員会委員長、稲垣明美。

記。

１、事件名。

（１）認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

（２）認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

（３）認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

（４）認定第４号令和６年度七飯町介護保険特

別会計歳入歳出決算認定について。

（５）認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について。

（６）認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

２、審査の経過。

令和７年９月１１日、１２日、１６日、１７日、１８日、１９日、２２日、２４日の８日間、委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、教育監、統括監、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行った。

３、審査の結果。

（１）認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、不認定。

概要及び理由。

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。御覧ください。

本会計の歳入総額は１４５億７，６５７万４２８円、歳出総額は１４３億６，３３０万５，３２２円で、歳入歳出差引額は２億１，３２６万５，１０６円で、翌年度へ繰り越すべき財源８，０６８万９，０００円を差し引いた実質収支額は１億３，２５７万６，１０６円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額２億６５３万１，０２９円を差し引いた単年度収支額は７，３９５万４，９２３円の赤字であるが、これに財政調整基金への積立金１億１，７１７万１，０００円、町債の繰上償還金１億１，９３２万７，５００円を加え、財政調整基金取崩額４，９１７万１，０００円を差し引いた実質単年度収支額は１億１，３３７万２，５７７円の黒字である。

町長への総括質疑及び答弁は、以下のとおりである。

１、庁舎高圧ケーブル改修工事について。

質問。

毎年経費をかけて点検業務を実施している中で、恐らく工事の必要性が指摘されていたのではないか。庁舎の長寿命計画か、それに準ずる修繕・改修計画が必要であり、さらには避難施設としての機能整備につながるように実施計画を策定すべきである。故障してからでは遅すぎると考えるがどう考えているか。

答弁。

役場庁舎の庁舎高圧ケーブル改修工事につきましては、設備の老朽化に伴い実施したものであり、現在は高圧受電設備の不具合や老朽化は解消されております。

これまで設備更新の助言を点検業者からいただいておりましたが、数値上の問題は確認されなかったため、状況を注視してまいりました。

令和４年１０月の年次点検において、一部不具合が確認されたことから、影響の大きい箇所を優先して修繕し、令和６年度までに改修を完了したものでございます。

また、庁舎の長寿命化を図るため、役場庁舎予防保全調査業務委託を実施し、現在、次期総合計画への事業計上に向けた準備を進めており、今後は計画的な整備を進めてまいります。

庁舎には電気設備以外にも多様な設備がございますので、改修の優先順位を見極めつつ、故障前の段階で修繕・更新を計画的に実施するよう努めてまいります。

２、自主財源の確保について。

質問。

自主財源の確保をうたっているが、一般会計及び特別会計において令和６年度滞納繰越分で不納欠損額が約９５０万円であり、収入未済額約１億４，８００万円である。この中には、特別会計では各種納付金として町が支出しているものもあり、目に見えない財政負担があるが、財源確保の観点から今後どう対処するのか。

答弁。

当町では、平成１６年に制定した七飯町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例及び平成２３年に制定した七飯町債権の管理に関する条例に基づき、滞納の未然防止、催告及び財産調査の実施、差押えなどによる強制執行により収入未済額の縮減に向けた取組を継続的に進め

ているところでございます。

条例制定以降、この間の成果として、１０年前の平成２６年度時点での不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせ３，４２６万円、収入未済額２億８，０９８万円、徴収率９８．３％から、現時点の令和６年度決算額では、不納欠損額９４６万円、収入未済額１億４，７９９万円、徴収率９９．３％で、１０年前と比較して不納欠損額については７２．４％減少、収入未済額については４７．３％減少、徴収率については全体で１ポイント上昇してございます。

今後も引き続き、町民負担の公平性を確保するため、庁内関係課において情報共有を図るほか、債権管理条例による滞納整理の実施、回収困難な案件については北海道町村会の顧問弁護士への相談、資力のある債務者に対しては法的措置の検討など、必要に応じた措置を講じ、効率的な債権回収に努めてまいります。

３、防災行政無線管理費について。

質問。

町が全町民に情報発信する際は、防災行政無線システム（外部スピーカー、個別受信機）を利用していると認識している。しかしながら、個別受信機は停電時は電池に切り替える必要があり、その電池の稼働時間が短く、電池の交換に手間がかかるなど、災害時には厄介な問題を抱えている。外部スピーカーの聞きづらさ、個別受信機の使いづらさなど、町民の側に立った防災行政無線の機能向上のための見直しはできないか。

答弁。

防災行政無線システムについては、令和４年度より本格稼働しているものでございます。

御質問の戸別受信機は、通常、コンセントに接続した状態で御使用いただくものであり、停電時には乾電池の稼働に自動で切り替わります。なお、電池交換は、本体底面のカバーを外し、工具などを使わずに交換できます。

また、戸別受信機は、希望する方へ無料で貸し出し、設置や操作に不安のある方には職員が訪問の上設置の支援をしております。一般的に外部スピーカーは、気象条件等で聞き取りにくい場合がありますので、町の公式ＬＩＮＥにおいても情報発信しております。

町としては、現在の防災行政無線システムの運用に努め、これを補強する関連媒体や町公式ホームページ、七飯町くらしの情報アプリを含め、最大限活用し、情報周知を図ってまいります。

４、活力のあるまちづくり補助金について。

質問。

令和５年度は２００万円の予算だったが、令和６年度では４００万円に予算を増額している。予算審査特別委員会でも増額しすぎではないかと指摘されていたが、必要であると答弁していた。決算では１３６万６，７０３円となっており、執行率が３４．２％であったことに対し、どう考えているか。

答弁。

活力のあるまちづくり推進事業助成金については、令和６年度当初予算に４００万円を計上しておりましたが、決算見込みで１３６万７，０００円程度の執行と見込み、３月整理予算において２６３万３，０００円を減額としております。決算額では１３６万６，７０３円で、当初予算額と比較し、３４．２％の支出額となっております。

当初予算額につきましては、前年度のイベント活動支援助成金の支出状況も踏まえた継続活動支援助成金や前年度より団体からの相談等があった新規のイベント活動支援助成金などの予算が必要であると考え、計上しました。

助成金が当初予算額より大幅に活用されなかった要因といたしましては、総務経済常任委員会でも御議論いただいた中で、条例改正では助成対象となる団体のまちづくり活動の拠点や構成員の要件を改正、規則改正では助成対象経費の一部に条件を加えたことなどによるものと捉えております。

今後は、過去の実績等を踏まえながら、慎重な予算計上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

５、女性交通指導員について。

質問。

現在は、登校に３０分、低学年の下校時に３０分ほどの立哨でしかなく、児童の下校時の安全確保に向けて立哨すべきと考えるがどう考えているか。

答弁。

女性交通指導員につきましては、現在、七重小学校区で１名、大中山小学校区で２名が活動しており、登校時間と下校時間に合わせて立哨しております。

なお、下校時間は、学年により異なる場合があることから、低学年の下校時間に合わせて立哨しております。

特に新入学時期においては、登下校時の道路横断など安全に通行するための交通安全指導を行い、また、常日頃の活動時では、児童との触れ合いを通しての見守活動など児童の安心・安全につながるものであり、寒暖、風雪にかかわらず日々の立哨に努めていただいておりますことに深く感謝を申し上げるところでございます。

しかしながら、交通安全など児童の安心・安全を守る活動に十分すぎるということはなく、活動時間などを含め、よりよい活動となるよう検討してまいりますので御理解いただきたいと思います。

６、クリーンセンター浸出水処理点検委託料について。

質問。

月例点検で外部配電盤の交換を指摘されていたが、処理装置がダウンするまで放置してきた。点検委託料を支払っている意味がなく、管理委託業務を軽んじてきた結果であり、老朽施設を管理する姿勢が問題である。非常時など肝心なときに役に立たないことが考えられ、根本的に対策を専門に行うべきで、点検データの一元管理が必要ではないか。庁内でできなければ外注すべきと考えるがどう考えているか。

答弁。

自家用電気工作物定例保安管理業務委託におけるクリーンセンター月次点検は、高圧受電設備であり、これまで設備更新の御助言を点検業者からいただいておりましたが、現在も故障なく稼働しております。

一方、クリーンセンター浸出水処理点検委託業務では、揚水ポンプ制御盤の早急な交換を推奨しますと令和７年３月２０日に作業報告があり、翌月の４月２１日に揚水ポンプ制御盤に不具合が生じ、令和７年度第２回定例会に補正予算を議決いただき、修繕工事を実施しているところでございます。

クリーンセンターには多様な設備がございますので、引き続き、改修の優先順位を見極めつつ、故障前の段階で修繕・更新を計画的に実施するよう努めてまいります。

また、点検データの一元管理については、クリーンセンターの高圧受電設備以外の浸出水処理設備は、開設当時からメーカーに点検業務を委託しており、長年の点検データが蓄積されており、また緊密な情報交換など協働体制が築けていることから、外注は現在考えていないものでございます。

７、健康センターの収支状況について。

質問。

令和６年度の収支決算額が３，７７４万５，７４６円の赤字収支となっていることが判明した。環境生活課長より、今後、歳出で委託料の見直しなど赤字額の削減に努めていくとの答弁があった。しかしながら、現在、第６次七飯町総合計画の中で町民が望んでいる図書館、体育館、プール、学校の年次計画を策定している。人件費、燃料費も高騰している中、５年、１０年先も４，０００万円近くの赤字収支で行っていくのか。今後どのように考えているのか。

答弁。

令和６年度の収支決算額の赤字収支の要因としましては、歳出は施設運営に必要な人件費、燃料費などの高騰、歳入は使用料改正施行前の令和５年度中にまとめ買いいただいた回数券を令和６年度に使用いただいていることが主な要因でございます。

健康センターの今後の収支については、施設開館時間の短縮による光熱水費、夜間清掃労務単価夜間割増分の委託費の削減、委託している

業務のうち町で行えるものを見直し移行するなど、運営内容を見直し、併せて利用者拡大の取組を行い、収支改善に努めてまいります。

一方で、アップル温泉は、健康センターとして町民の心身の保養と健康を推進し、地域社会の振興を図る公の施設であり、かつ地域の公衆浴場でもある側面を持ち合わせていることから、公の施設が提供するサービスの公共性に基づき、一定の公費負担はやむを得ないものと捉えておりますが、利用者拡大の取組による収益の向上、経費削減に向けた手法として、指定管理など民間活力の導入も検討してまいります。

８、社会教育施設基本構想・基本計画策定に関わる費用について。

質問。

町長は、建設場所の再検討をすると発言したが、基本構想・基本計画には反映されていない。答弁では、時間切れで検討委員会を閉めてしまったとのことであったが、不十分な基本構想・基本計画となったことに対し、策定事業としては不十分であるがどう考えているか。

また、土地選定が欠けたまま６か月過ぎても答えが出ていないがどうなっているか。

答弁。

令和５年から整備検討委員会を組織し、体育館の機能や規模、建設候補地などについて議論を重ねてまいりました。

２回の設計変更を行いながら、委託期間を令和７年２月末まで延長するとともに、最終的に７回の検討委員会を開催しました。

策定事業としては、業務仕様書に基づき施設規模の設定、建設候補地配置計画、概算事業費など委員会で検討するための資料提供、また、検討委員会支援としてのオブザーバー参加など、十分に業務委託が完了していると判断しております。

検討委員会の協議の中で、建物の機能や規模については検討委員会で合意されましたが、建設候補地については、事務局が提案した本町見晴公園を約１７％活用した案に検討委員全員の賛成とはならず、建設候補地は町有地とすることで委員会を終了しました。

土地の選定については、基本構想・基本計画策定におけるパブリックコメント並びに住民説明会において、建設候補地に対する意見を多数受け、町有地を基本に適地を再検討させていただいております。

また、令和７年６月の特別委員会中間報告でも請願は趣旨採択とされ、最大限住民の理解を得た後、建設に着手することを強く望むと報告されたところです。

現在、町有地である本町見晴公園エリア、本町グラウンド、あかまつ公園の３か所について適地を再検討しておりますが、本町見晴公園エリアについては、新たな体育館は公園内に一切食い込まないという方法を内部で検討しています。

本町グラウンドについては、代替のグラウンド用地の確保やその整備費について、また、あかまつ公園エリアについては、検討委員会ではコンパクトシティの考えから、市街地を中心に候補地を選定し、立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業による整備を想定していたことから、体育館の整備については、現在、資材労務費等が高騰している中、有効な財源も含め、慎重に検討を重ねているところでございます。できるだけ早く議会や町民の皆様に方向性を示してまいりたいと考えております。

９、ななえあかまつ街道納涼祭補助金について。

質問。

ななえあかまつ街道納涼祭の開催に当たって、職員ボランティアを募って対応すると発言があったが、結果的に多額の職員費がかかったのではないか。

答弁。

町としましては、従前のイベント補助金の捉えとして、事業費総額の概ね２分の１程度の補助率として交付していたということから、それに基づく考え方での予算化を図ってきたものであります。

しかしながら、状況を把握していく中で駐車場整理等に係る人材の確保が課題となっており、納涼祭運営上大きな支障を来たす可能性が

あるものと判断したことから、会場周辺の駐車場整理等を町の職員を動員することで対応することといたしました。

そこで、通常業務以外での休日対応で人員確保するに当たっては、職員おのおのの理解と協力はもとより、労働組合との組織的協議、また、駐車場整理等に伴う人的災害等の可能性を最大限想定しなければならず、結果的には休日出勤の振り替えを運用し、さらに勤務時間相当超過分の手当支給はやむを得ないものと判断したところでございます。

御質問にあります多額の費用がかかっているのではないかとの御指摘ですが、費用は一部発生した形となりましたが、総合的な判断の末、最小限の経費と最大限のリスク回避を考慮した結果として捉えております。

なお、令和７年度にはイベントに係る補助要綱を制定し、今年度からの運営補助に適用させていただいたところでありますので、御理解をお願いいたします。

１０、道路草刈り委託料について。

質問。

委託業務期間中に十分な現場確認を行っておらず、作業状況の把握をしないまま支払っていたことは問題である。不適切な事務処理であったと考えるがどう考えているか。

答弁。

道路草刈り委託料につきまして、十分な現場確認を行っておらず、委託料を支払っていたことは重大な問題と捉えております。

町の不適切な事務処理であったことから、今後につきましては、委託業務の発注内容及び関係書類、また、現場の把握と完了後の確認方法について見直しを行い、改善に努めてまいります。町民の皆様、議員の皆様に心からおわびを申し上げます。

一連の経過を踏まえ、関係職員に対して懲戒審査を開催するよう指示いたしました。

また、私の指導監督責任として、最終日に減額処分に関わる条例を提案させていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

※として、町長への総括質疑及び答弁については、１回目のみを記載しております。項目別に２回目以降も質疑をしております。

不認定理由。

討論において、不認定理由として以下の項目が挙げられた。

今回行われました決算審査特別委員会で町長への質疑事項は１０点ほどありましたが、その中で我々議会側が特に問題視したものは、社会教育施設基本構想・基本計画策定に係る費用と道路草刈り委託料であります。

町長は、令和４年度に初当選し、図書館建設・体育館建設を中心とした検討委員会を立ち上げ、町民の意見を反映すべく活動を開始しましたが、途中から体育館建設のみの建設にかじを切り、年度をまたいで最終案を町民へ提出できないままで令和６年度を終了しております。

町民の期待をまとめることに時間がかかる中、地域住民の意見を分断する事態を招いていることに責任を感ずるべきであります。

また、町民生活の安全・安心につながる道路維持に関する草刈り委託料は、作業成果の確認を実施しないまま支払い行為行なっておりました。

業務を発注し、その成果を確認することなく支払い行為を行うことは、まさにあってはならないことで、ここ数年にわたり何度も議会側から町長に対し、組織内の連携不足、職務怠慢を指摘され続けており、一向に改善の兆しが見えないことが大きな問題であります。

財政問題は、今後、楽観できる要素はほぼ見当たらず、予算執行に関してはしっかりとした組織管理を構築し、無駄な支払い執行をなくすることを議会として強く望むものであります。

町長の猛省を求める意味でも、令和６年度の決算審査を不認定とするものであります。

以上、本会計について、委員長を除く全委員１１名で起立採決をした結果、賛成ゼロ名、反対１１名により不認定すべきものと決定した。

（２）認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。御参照ください。

本会計の歳入総額は３２億３，３７６万５，３９２円、歳出総額は３２億２，８８５万３，８４４円で、実質収支額は４９１万１，５４８円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額６９９万１，９５７円を差し引いた単年度収支額は２０８万４０９円の赤字となったが、３６７万８７１円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は１億５，５９９万２，３１２円となっており、今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（３）認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。御参照ください。

本会計の歳入総額は５億１，５２８万３，２６５円、歳出総額は５億６４３万９，２５０円で、実質収支額は８８４万４，０１５円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（４）認定第４号令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。御参照ください。

本会計の歳入総額は３１億３７８万２，８９１円、歳出総額は２９億６，１３４万２，９２３円で、実質収支額は１億４，２４３万９，９６８円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の１，１１９万９６０円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

（５）認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益４億７，３３６万６５１円で６８０万１，３２４円の減少、総費用４億６，０６５万６，３８０円で２，１４２万１，３０５円の増加、差引き当年度純利益は１，２７０万４，２７１円となり、前年度繰越利益剰余金７，６５３万９，２５２円を加えた当年度未処分利益剰余金は８，９２４万３，５２３円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金８，９２４万３，５２３円から、令和７年度に減債積立金１，０００万円、建設改良積立金１，０００万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は６，９２４万３，５２３円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り、住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

（６）認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について。

決定、認定。

概要及び理由。

総収益７億５，９３１万２，０７８円で１，７０６万２，２７４円の減少、総費用７億５，８９５万７，７０８円で８１２万９，２３４円の減少、差引き当年度純利益は３５万４，３７０円となり、前年度繰越利益剰余金２，９７４万４，９４４円を加えた当年度未処分利益剰余金は３，００

９万９，３１４円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金３，００９万９，３１４円から、令和７年度に減債積立金２００万円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は２，８０９万９，３１４円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

○議長（木下　敏）　令和６年度決算審査特別委員会は、神﨑和枝議員と議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第７９項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより討論、採決を行いますが、討論、採決については、認定第１号から会計ごとに順次行ってまいります。

最初に、認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行いますが、本案に対する委員長報告は不認定でありますので、この場合は、原案に賛成の討論、つまり不認定に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　次に、原案に反対の討論、つまり不認定に賛成の討論を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定とする討論を行います。

今回行われた決算審査特別委員会で、町長への質疑事項は１０点ほどありましたが、その中で我々議会側が特に問題視したものは、社会教育施設基本構想・基本計画策定に関わる費用と道路草刈り委託料、健康センターの赤字であります。

町長は、令和４年度に初当選し、図書館建設、体育館建設を中心とした検討委員会を立ち上げ、町民の意見を反映すべく活動を開始しましたが、途中から体育館建設のみにかじを切り、年度をまたいでも最終案を町民に提出できないまま、令和６年度を終了しております。町民の期待をまとめることに時間がかかる中、地域住民の意見を分断する事態を招いていることに責任を感ずるべきであります。

また、町民生活の安全・安心につながる道路維持に関する草刈り委託料は、作業成果の確認を実施しないまま支払い行為を行ってきました。業務を発注し、その成果を確認することなく支払い行為を行うことは、まさにあってはならないことで、ここ数年にわたり何度も議会側から町長に対して組織内の連携不足、職務怠慢を指摘され続けており、一向に改善の兆しが見えないことが大きな問題であります。

さらに、健康センターの赤字については、町民サービスの一環との考えも理解し得ますが、財政問題は今後楽観できる要素はほぼ見当たらず、予算執行に関しては、しっかりとした組織管理を構築し、無駄な支払い執行をなくすることを議会として強く望むものであります。

ここに、不適切な業務処理を行った町長の猛政を求めるとともに、令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定を不認定といたします。

○議長（木下　敏）　ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第１号令和６年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は不認定であります。

この場合、議会運営例規第１１３項の規定により、委員会報告が否決の場合の採決の方法は、原案について採決することになっております。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下　敏）　起立少数であります。

よって、本案は、不認定とすることに決定いたしました。

次に、認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第２号令和６年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は、認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第３号令和６年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は、認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第４号令和６年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告は、認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第５号令和６年度七飯町水道事業会計決算認定についての委員長の報告は、認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定について、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

認定第６号令和６年度七飯町下水道事業会計決算認定についての委員長の報告は、認定であります。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第８

議案第４９号　七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第８　議案第４９号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中村雄司）　それでは、議案第４９号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

議案第４９号につきましては、令和６年度の町道草刈り委託業務において、不適切な事務処理により町民の皆様に多大な不信感を招いたこの件の責任は非常に重いとし、町長より自ら給与を減じ

てほしいとの申出がございました。その意向を尊重いたしまして、このたび御提案を申し上げるものでございます。

別冊の議案関係資料の１ページ、資料１の七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

このたびの一部改正条例の概要としまして、初めに、１の改正理由でございますが、令和６年度町道草刈り委託業務において、業務実施後の現場確認を十分に行っていないことは不適切な事務処理であり、町民の皆様に多大な不信感を招いたことは極めて重大な事態であり、指導監督責任が果たされなかったことは非常に重いものであります。よって、七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、２の改正内容でございますが、令和７年１０月１日から同年１２月３１日までの３か月の間、町長の給料月額を２割減額とするため、別表第１に規定する額に１００分の８０を乗じて得た額といたします。

次に、３の施行期日でございますが、この条例は、令和７年１０月１日から施行するものでございます。

以上、一部改正条例の概要となりますが、この条例改正の新旧対照表につきましては、２ページの資料２に添付してございますので、御参考としていただければと思います。

簡単ではございますが、議案第４９号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての提案説明となります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第４９号七飯町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第９

議案第５０号　令和７年度七飯町一般会計補正予算（第５号）

○議長（木下　敏）　日程第９　議案第５０号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第５０号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第５号）について提案説明を申し上げます。

このたび、追加で提案する補正予算については、本定例会において専決処分により承認をいただきました一般会計補正予算（第３号）に引き続き、令和７年８月及び９月に発生した大雨による一連の災害対策等に要する補正予算を追加するほか、本定例会の会期中に緊急性の高い補正予算を伴う案件が発生したため、新たに生じた追加経費について、これを補正予算に計上するものでございます。

それでは、議案の歳入歳出予算補正となりますが、第１条は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，７２４万７，０００円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１２９億７４５万４，０００円とする補正予算と、第２条は、地方債を変更することについて、第２表に定めるものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。９ページをお開き願います。

３款民生費３項１目災害救助費は、今週９月２２日に町内で発生した住宅火災について、七飯町罹災者救護条例に基づき災害見舞金を支給するため、３９万円を追加。

４款衛生費２項２目塵芥処理費の廃棄物処理費は、今回の大雨によりリサイクルセンター搬入路

の一部が洗掘し、これを復旧修繕するため、５５万円を追加。

６款農林水産業費１項４目農地費の農業施設維持管理費は、８月及び９月の大雨により農業用排水ポンプの稼働時間が増加したため、今後の執行見込み分として水中ポンプ用電気料に４万８，０００円を追加。

８款土木費３項１目河川費の河川改良費は、今回の大雨により中島川が溢水し、今後の災害被害を予防するため護岸改修を行うもので、中島川環境整備工事に１，４００万円を追加。

５項１目住宅管理費の公営住宅管理費は、鳴川高台団地４号棟、５号棟の１階共用部に設置された自動火災報知設備の音声警報ユニットに不具合があり、受信機一体の交換が必要なことから、これの修繕料に２９７万円を追加。

次に、１１款災害復旧費１項１目農業施設災害復旧費の農道等災害復旧事業は、今回の大雨により道路洗掘のあった農道仁山２号線の復旧工事として路面整正、舗装工事を実施し、今後の災害被害を予防するための工事に１９２万５，０００円を追加。同じく、上軍川地区では、今回の大雨により農業用排水路のブロックが倒壊し、隣接するビニールハウスに大量の濁水が流入したことから、トラフ及び集水ますの設置工事に９２９万５，０００円を追加。

１１ページに移りまして、２項１目道路橋りょう災害復旧費の道路等災害復旧事業は、今回の大雨により早急に原状回復し、さらに今後の災害対策等が必要な町道３路線の復旧工事として、踏切内に土砂が流出した藤城４号線は土砂流出防止のための横断側溝設置工事に３０８万円、道路洗掘のあった大沼６号線はアスファルトの舗装工事に４９２万８，０００円、橋梁を保護する護岸の損傷を受けた東大沼２号線はコンクリートブロックの設置工事に２１４万５，０００円を追加し、また、今後の大雨対策に要する土のう袋、埋め砂、フレコンパックなどの災害復旧用の消耗品費に４３万８，０００円、引き続き町内各所の道路側溝等を汚泥吸引、清掃作業を実施するための委託料に１１０万円。同じく、町内各所に発生した道路舗装の割れ、陥没箇所を補修する工事に５００万円を追加し、事業合計で１，６６９万１，０００円を追加。

２目河川災害復旧費の河川災害復旧事業は、今回の大雨により新道川が溢水し、道の駅エリアに大量の氾濫水が流入するなどの被害があったことから、築堤盛土及び河川掘削の復旧工事に８６８万円を追加。

最後に、３目都市計画施設等災害復旧費の都市計画施設等災害復旧事業は、団地内道路の舗装修繕料に１４万３，０００円。同じく、団地内道路の側溝清掃業務委託料に１９万８，０００円を追加。総合公園については、園路及び調整池の復旧業務で、園路はクレイ舗装、赤土の補充等、調整池は堆積土砂の掘削に災害復旧業務委託料として５０万円を追加。１４節工事請負費は、東大川調整池の堆積土砂を掘削する災害復旧工事に１８５万７，０００円を追加し、事業合計で２６９万８，０００円を追加するものでございます。

続きまして、７ページの歳入にお戻り願います。

１０款地方交付税と１９款繰越金は、このたびの補正予算に伴う収支調整分として、普通交付税に４，０００万円、前年度繰越金に４８万５，０００円を追加。

次に、２０款諸収入５項４目雑入は、鳴川高台団地の自動火災報知設備の音声警報ユニット交換一式に係る共済保険として、公営住宅火災共済給付金に２７６万２，０００円を追加。

最後に、２１款町債１項４目土木災は、中島川環境整備工事の財源に緊急支援災害防止対策事業債を発行するため、河川改良整備事業債に１，４００万円を追加するものでございます。

続いて、地方債補正の説明となりますので、３ページにお戻り願います。

第２表の地方債補正の変更でございますが、歳入予算補正で説明した河川改良整備事業に中島川環境整備工事を加えるもので、起債の限度額を１，５００万円から２，９００万円に変更するほか、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じとするものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第５０号令和７年度七飯町一般会計補正予算（第５号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０

発議案第１０号　杉原太町長に対する問責決議

○議長（木下　敏）　日程第１０　発議案第１０号杉原太町長に対する問責決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

川村主税議員。

○１３番（川村主税）　発議案第１０号杉原太町長に対する問責決議。

標記の発議案を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和７年９月２２日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、川村主税。

賛成者、七飯町議会議員、澤出明宏、同じく川上弘一、同じく田村敏郎、同じく中川友規、同じく上野武彦。

杉原太町長に対する問責決議。

令和７年８月１９日に発生した集中豪雨は、大沼地区における気象庁アメダス４８時間降水量１８８．５ミリメートルを記録しており、８月の観測史上最大を記録し、通年では平成１９年に次ぐ豪雨となり、床上浸水１棟、床下浸水３棟、ハウス浸水８８棟、圃場冠水・水田冠水８．９ヘクタール等、甚大な被害になっている。

七飯町議会としては、８月１９日に防災・災害対策等に関する調査特別委員会を招集し、翌２０日午前中から現地調査を行い災害状況の把握に努め、今後は国・北海道に対して災害対策と支援について要望を提出する準備をしている最中である。

令和７年第３回定例会の一般質問において、令和７年８月１９日豪雨災害時の町の対応についての質問に対する町長の答弁では「課題が浮き彫りになった。大変有意義な一般質問だった。」と答弁があったが、この発言は被害を最小限にくい止めるべき町の責務に対する姿勢が見られず、被災した町民の配慮に欠けたものと言わざるを得ないことから、以下の理由により町長としての責任を強く問うものである。

１、一般質問における町長の発言や対応は被災者に対する配慮が足りず、町の最高責任者としての当事者意識に欠けている。

２、一般質問における答弁で担当課長が説明責任を果たせない状況であっても、町長は窮状を傍観しており、職員に指導・助言する立場でありながら自ら積極的に答弁する姿勢が見られず、説明責任を回避している。

３、町長は、町民の命・暮らし・財産を守るべき立場でありながら、災害に対する危機管理意識が感じられず、防災意識が希薄である。

町長に就任してから３年半を費やしている中、部下への指導力及び町長としての責務が全く感じられないまま今定例会に臨んでいる。町長としての猛省を促すとともに、事態の重大さを真摯に受け止め、町長としての責任を自覚されるよう、七飯町議会は強く求めるものである。

以上、決議する。

令和７年９月２６日、七飯町議会。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第１０号杉原太町長に対する問責決議を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１

発議案第１１号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○議長（木下　敏）　日程第１１　発議案第１１号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

中川友規議員。

○９番（中川友規）　発議案第１１号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和７年９月５日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、中川友規。

賛成者、七飯町議会議員、稲垣明美議員、澤出明宏議員、川上弘一議員、佐々木陵二議員、川村主税議員。

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和６年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２、第１次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

３、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。

４、令和７年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

５、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

北海道七飯町議会。

提出先は、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、国土交通大臣殿、国土強靭化担当大臣殿。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第１１号国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２

発議案第１２号　消費税を緊急に引き下げることを求める意見書

○議長（木下　敏）　日程第１２　発議案第１２号消費税を緊急に引き下げることを求める意見書を議題といたします。

提案説明を求めます。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　発議案第１２号消費税を緊急に引き下げることを求める意見書。

標記の意見書を会議規則第１３条第１項及び第２項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和７年９月１９日。

七飯町議会議長、木下敏様。

提出者、七飯町議会議員、上野武彦。

賛成者、七飯町議会議員、江口勝幸議員、澤出明宏議員、青山金助議員、佐々木陵二議員、川上弘一議員。

消費税を緊急に引き下げることを求める意見書。

物価高騰が続き、国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えています。本道の消費者物価指数（令和７年５月）は、令和２年を基準とした場合に１１３．９と上昇が続いています。とりわけ、食料品が１２６．４、光熱・水道が１２８．７など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民の暮らしに大変深刻な影響を与えています。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収９００万円以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっています。貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。

世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は１１０に上っており、物価高騰から国民の暮らしと営業を守るための有効な対策として実施されています。この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。今こそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。

よって、政府は国民の暮らしを守るためにも、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

北海道七飯町議会。

提出先、衆議院議長殿、参議院議長殿、内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、経済財政政策担当大臣殿。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

発議案第１２号消費税を緊急に引き下げることを求める意見書を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３

議員の派遣について

○議長（木下　敏）　日程第１３　議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣いたしたいと思います。

また、閉会中において緊急を要する場合にあっては、派遣の目的、場所、期間等について議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

また、閉会中において緊急を要する場合にあっては、議長に一任することに決定いたしました。

日程第１４

閉会中の継続審査の申出について

○議長（木下　敏）　日程第１４　閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長から目下委員会で調査中の特定の案件について、調査が不十分で終了していないため、会議規則第７４条の規定により継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長の申出のとおり、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査を許可することに決定いたしました。

日程第１５

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下　敏）　日程第１４　閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議が終了いたしました。

よって、令和７年第３回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前　１１時１５分　閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員